

平成 29 年中の認定取得を希望する低圧再エネ申込みを予定されているお客さまへ

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年度中の認定取得を希望されているお客さまより、お問い合わせを多くいただいておりますので、下記の留意事項についてご案内させていただきます。

記

1 平成 29 年度調達価格の適用条件

資源エネルギー庁発信の文書「[平成 29 年度中の認定申請等にかかる提出期限について](#)」にある通り、再エネ契約（バイオマスを除く）における平成 29 年度の調達価格の適用にあたっては、平成 30 年 1 月 12 日（金）までに国への設備認定申請を実施していただく必要があります。また、申請にあたっては電力会社からの接続の同意を証する書面（当社の場合「系統の連系に係る契約のご案内」）の添付が必要ですが、こちらの期限は平成 30 年 2 月 16 日（金）とされています。詳細はリンク先をご参照願います。

2 接続契約締結までに要する期間

平成 29 年 11 月 16 日に当社HPに掲載したご案内「[2017 年 12 月以降に低圧再エネ申込を予定されているお客さまへ](#)」にて、平成 29 年 12 月 28 日までの接続契約申込をご依頼しております。しかし、現在例月を大きく上回る申込をいただいているため、契約締結に必要な技術検討に標準期間 1 ヶ月以上を要する場合がございます。現時点で受付済みの申込であっても、設備規模や条件（建柱が必要で設計、用地確保が必要なものなど）によっては接続契約の締結が国への申請期限を超過する可能性がありますので、予めご了承くださいませようをお願いいたします。

また、弊社は、申込を受領した順に受付いたしますが、混雑状況や申込時間等によって、平成 29 年 12 月中の申込であっても、受付成立が平成 30 年 1 月以降となる場合がございます。

3 接続契約申込書類の不備について

ご提出いただいた申込書類において、記入漏れや必要書類の漏れ等があった場合には、申込の受付を保留した上で内容の確認や申込書類一式を返却させていただく場合がございます。また、一旦受付が成立し技術検討に着手したのちも、受給開始に向けての手続きが円滑に行うことが出来ない状況と弊社が判断した場合には、申込書類一式をお返しさせていただく場合がございます。

この場合には、内容の確認に対するご返答に不備・不足がないこと、また、再度提出いただいた内容に不備・不足がないことが確認されたのちに受付が成立いたします。成立日が平成 29 年 12 月 29 日以降の場合は、接続契約の締結が国への申請期限を超過しますので予めご留意いただくようお願いいたします。

以上